

入札時の経費積算にあたっての留意事項について

○賃借期間等について

- 1 賃借料は賃借期間である令和6年12月1日～令和11年11月30日で積算をすること
- 2 導入委託料と機器賃借料については、各費目間での金額の調整を行う場合があるので、その場合は必ず対応すること。